

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	25 - 関東212 - 1								
【提出書類】	発行登録追補書類								
【提出先】	関東財務局長								
【提出日】	平成26年1月17日								
【会社名】	株式会社三菱東京UFJ銀行								
【英訳名】	The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.								
【代表者の役職氏名】	頭取 平野 信行								
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号								
【電話番号】	東京(03)3240-1111								
【事務連絡者氏名】	円貨資金証券部次長 松井 裕幸								
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号								
【電話番号】	東京(03)3240-1111								
【事務連絡者氏名】	円貨資金証券部次長 松井 裕幸								
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債								
【今回の募集金額】	<table> <tr> <td>第150回無担保社債 (3年債)</td> <td>15,000百万円</td> </tr> <tr> <td>第151回無担保社債 (5年債)</td> <td>30,000百万円</td> </tr> <tr> <td>第152回無担保社債 (10年債)</td> <td>5,000百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>50,000百万円</td> </tr> </table>	第150回無担保社債 (3年債)	15,000百万円	第151回無担保社債 (5年債)	30,000百万円	第152回無担保社債 (10年債)	5,000百万円	合計	50,000百万円
第150回無担保社債 (3年債)	15,000百万円								
第151回無担保社債 (5年債)	30,000百万円								
第152回無担保社債 (10年債)	5,000百万円								
合計	50,000百万円								

【発行登録書の内容】

提出日	平成25年12月19日
効力発生日	平成25年12月27日
有効期限	平成27年12月26日
発行登録番号	25 - 関東212
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 12,000億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注)実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)にもとづき算出した。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 12,000億円
(12,000億円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)にもとづき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)(3年債)】

銘柄	株式会社三菱東京UFJ銀行第150回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	15,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	15,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年0.185%
利払日	毎年1月23日および7月23日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成26年7月23日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月23日および7月23日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)8 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成29年1月23日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成29年1月23日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)8 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に社債の払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年1月17日

申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成26年 1月23日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1番 1号
担保の種類	本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 当銀行は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当銀行が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第151回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)および第152回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)を含み、「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債および当銀行が国内で既に発行した東京三菱銀行債券を除く。)のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。なお、本項および以下において東京三菱銀行債券とは、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和43年6月1日法律第86号)第17条の2および金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成10年6月15日法律第107号)(以下「金融システム改革法」という。)附則第169条にもとづき発行された東京三菱銀行債券、および金融システム改革法第12条による廃止前の外国為替銀行法(昭和29年法律第67号)第9条の2にもとづき発行された東京銀行債券を併せ指すものとする。</p> <p>2 当銀行が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当銀行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当銀行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当銀行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

信用格付: AA(ダブルAフラット)(取得日 平成26年1月17日)

入手方法: JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3544-7013

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

信用格付: Aa3(ダブルA3)(取得日 平成26年1月17日)

入手方法: ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「信用格付事業」

(http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx)の「プレスリリース」および同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-5408-4100

(3) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S&P」という。)

信用格付: A+(シングルAプラス)(取得日 平成26年1月17日)

入手方法: S&Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp/>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社)」

(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-4550-8000

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2 社債等振替法の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当銀行に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当銀行の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当銀行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を当銀行が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各社債について期限の利益を喪失する。ただし、当銀行が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が補正または治癒された場合は、その限りではない。

当銀行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当銀行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当銀行が本社債以外の社債または社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合はこの限りではない。なお、本号における「社債」には、東京三菱銀行債券を含むものとする。

当銀行以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当銀行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該保証債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合はこの限りではない。

- (2) 当銀行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。
- 当銀行が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- 当銀行が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散（合併の場合を除く。）したとき。
- (3) 本項第1号に規定する事由が発生した場合には、当銀行はただちにその旨を公告する。
- (4) 本項第1号の規定により期限の利益を喪失した各社債の額面金額の合計が10億円を超えた場合および更に100億円の整数倍の金額を超えた場合にはその都度、当銀行はただちにその旨を公告する。
- (5) 本項第2号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当銀行はただちにその旨を公告する。
- (6) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または前号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつける。
- 5 公告の方法
- 本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当銀行の定款所定の方法によりこれを行う。
- 6 社債権者集会
- (1) 本社債の社債権者集会は、当銀行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当銀行が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面（本（注）第2項ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券）を当銀行に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当銀行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
- 7 発行代理人および支払代理人
- 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、当銀行がこれを取り扱う。
- 8 元利金の支払
- 本社債の元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。
- 9 社債要項の公示
- 当銀行は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
- 10 追加発行
- 当銀行は、随時、本社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日ないし払込金額を除く全ての点において同じ内容の要項を有し、本社債と同一の種類（以下「追加社債」という。）の社債となる社債（以下「追加社債」という。）を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債の社債要項に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(3年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	15,000	1 引受人は本社債の全額につき買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金30銭とする。
計		15,000	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、当銀行は金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当する。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当銀行の親法人等である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社である。当銀行は、本社債の発行価格および利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	株式会社三菱東京UFJ銀行第151回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	30,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	30,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年0.275%
利払日	毎年1月23日および7月23日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成26年7月23日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月23日および7月23日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)8 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成31年1月23日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成31年1月23日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)8 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に社債の払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年1月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成26年1月23日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

担保の種類	<p>本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。</p>
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 当銀行は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当銀行が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第150回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)および第152回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)を含み、「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債および当銀行が国内で既に発行した東京三菱銀行債券を除く。)のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。なお、本項および以下において東京三菱銀行債券とは、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和43年6月1日法律第86号)第17条の2および金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成10年6月15日法律第107号)(以下「金融システム改革法」という。)附則第169条にもとづき発行された東京三菱銀行債券、および金融システム改革法第12条による廃止前の外国為替銀行法(昭和29年法律第67号)第9条の2にもとづき発行された東京銀行債券を併せ指すものとする。</p> <p>2 当銀行が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当銀行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当銀行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当銀行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注) 1 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

- (1) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)
 信用格付: AA(ダブルAフラット)(取得日 平成26年1月17日)
 入手方法: JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。
 問合せ電話番号: 03-3544-7013
- (2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)
 信用格付: Aa3(ダブルA3)(取得日 平成26年1月17日)
 入手方法: ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「信用格付事業」(http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx)の「プレスリリース」および同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。
 問合せ電話番号: 03-5408-4100
- (3) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S&P」という。)
 信用格付: A+(シングルAプラス)(取得日 平成26年1月17日)
 入手方法: S&Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp/>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>)に掲載されている。
 問合せ電話番号: 03-4550-8000

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2 社債等振替法の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当銀行に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当銀行の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当銀行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を当銀行が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各社債について期限の利益を喪失する。ただし、当銀行が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が補正または治癒された場合は、その限りではない。

当銀行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当銀行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当銀行が本社債以外の社債または社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合はこの限りではない。なお、本号における「社債」には、東京三菱銀行債券を含むものとする。

当銀行以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当銀行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該保証債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合はこの限りではない。

- (2) 当銀行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当銀行が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当銀行が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。

- (3) 本項第1号に規定する事由が発生した場合には、当銀行はただちにその旨を公告する。

- (4) 本項第1号の規定により期限の利益を喪失した各社債の額面金額の合計が10億円を超えた場合および更に100億円の整数倍の金額を超えた場合にはその都度、当銀行はただちにその旨を公告する。

- (5) 本項第2号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当銀行はただちにその旨を公告する。

- (6) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または前号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつける。

5 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当銀行の定款所定の方法によりこれを行う。

6 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当銀行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。

- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当銀行が有する本社債の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)第2項ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当銀行に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当銀行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
 - (4) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
- 7 発行代理人および支払代理人
別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、当銀行がこれを取り扱う。
 - 8 元利金の支払
本社債の元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。
 - 9 社債要項の公示
当銀行は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
 - 10 追加発行
当銀行は、随時、本社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日ないし払込金額を除く全ての点において同じ内容の要項を有し、本社債と同一の種類の子債となる社債(以下「追加社債」という。)を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債の社債要項に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	22,800	1 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金35銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,800	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	1,200	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	900	
パークレイズ証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	900	
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	900	
クレディ・スイス証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	900	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	300	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	300	
計		30,000	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、当銀行は金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当する。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当銀行の親法人等である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社である。当銀行は、本社債の発行価格および利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

5 【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	株式会社三菱東京UFJ銀行第152回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	5,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	5,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年0.77%
利払日	毎年1月23日および7月23日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成26年7月23日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月23日および7月23日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)8 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成36年1月23日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成36年1月23日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)8 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に社債の払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年1月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成26年1月23日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

担保の種類	<p>本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。</p>
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 当銀行は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当銀行が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第150回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)および第151回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)を含み、「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債および当銀行が国内で既に発行した東京三菱銀行債券を除く。)のために担保付社債信託法にもとづき担保権を設定する場合は、同法にもとづき、本社債のために同順位の担保権を設定しなければならない。なお、本項および以下において東京三菱銀行債券とは、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和43年6月1日法律第86号)第17条の2および金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成10年6月15日法律第107号)(以下「金融システム改革法」という。)附則第169条にもとづき発行された東京三菱銀行債券、および金融システム改革法第12条による廃止前の外国為替銀行法(昭和29年法律第67号)第9条の2にもとづき発行された東京銀行債券を併せ指すものとする。</p> <p>2 当銀行が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当銀行は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当銀行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当銀行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

(注) 1 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

- (1) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)
 信用格付: AA(ダブルAフラット)(取得日 平成26年1月17日)
 入手方法: JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。
 問合せ電話番号: 03-3544-7013
- (2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)
 信用格付: Aa3(ダブルA3)(取得日 平成26年1月17日)
 入手方法: ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「信用格付事業」(http://www.moodys.co.jp/Pages/default_rating.aspx)の「プレスリリース」および同コーナー右上の「一覧」をクリックして表示される「プレスリリース一覧」に掲載されている。
 問合せ電話番号: 03-5408-4100
- (3) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(以下「S&P」という。)
 信用格付: A+(シングルAプラス)(取得日 平成26年1月17日)
 入手方法: S&Pのホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp/>)の「ライブラリ・規制関連」の「信用格付けの概要(スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社)」(<http://www.standardandpoors.co.jp/pcr>)に掲載されている。
 問合せ電話番号: 03-4550-8000

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2 社債等振替法の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当銀行に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当銀行の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当銀行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を当銀行が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各社債について期限の利益を喪失する。ただし、当銀行が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が補正または治癒された場合は、その限りではない。

当銀行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当銀行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当銀行が本社債以外の社債または社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合はこの限りではない。なお、本号における「社債」には、東京三菱銀行債券を含むものとする。

当銀行以外の者の社債または社債を除く借入金債務に対して当銀行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該保証債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合はこの限りではない。

- (2) 当銀行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当銀行が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当銀行が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。

- (3) 本項第1号に規定する事由が発生した場合には、当銀行はただちにその旨を公告する。

- (4) 本項第1号の規定により期限の利益を喪失した各社債の額面金額の合計が10億円を超えた場合および更に100億円の整数倍の金額を超えた場合にはその都度、当銀行はただちにその旨を公告する。

- (5) 本項第2号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当銀行はただちにその旨を公告する。

- (6) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または前号の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつける。

5 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当銀行の定款所定の方法によりこれを行う。

6 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当銀行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。

- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当銀行が有する本社債の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)第2項ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当銀行に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当銀行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
 - (4) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
- 7 発行代理人および支払代理人
別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、当銀行がこれを取り扱う。
 - 8 元利金の支払
本社債の元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。
 - 9 社債要項の公示
当銀行は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
 - 10 追加発行
当銀行は、随時、本社債権者の同意なしに、本社債と初回利払日ないし払込金額を除く全ての点において同じ内容の要項を有し、本社債と同一の種類の子債となる社債(以下「追加社債」という。)を追加発行することができる。追加社債の払込期日以降、本社債の社債要項に関する各規定は、当該追加社債にも及ぶものとする。

6 【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	4,400	1 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は額面100円につき金45銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	200	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	200	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	200	
計		5,000	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、当銀行は金商業等府令第147条第1項第3号に規定する本社債の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当する。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当銀行の親法人等である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社である。当銀行は、本社債の発行価格および利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定した。

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
50,000	200	49,800

(注) 上記金額は、第150回無担保社債、第151回無担保社債および第152回無担保社債の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額49,800百万円は、貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金および業務運営上の経費支払等の一般運転資金に平成25年度中を目処に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
平成25年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第9期(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
平成25年11月29日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成26年1月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定にもとづく臨時報告書を平成25年12月19日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日(平成26年1月17日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社三菱東京UFJ銀行 本店
(東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし